

# 家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査

## 調査の概要

### 1. 調査の目的

本調査は、家庭からの二酸化炭素排出量の効果的な削減対策の推進や立案、削減計画の策定などの基礎資料となる統計調査を創設するにあたり、その全国規模での試験的な調査として、家庭における詳細な二酸化炭素排出実態を把握して、当該統計調査の設計の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として実施する。

### 3. 調査の対象と選定方法

#### (1) 地域

全国

#### (2) 属性

専用住宅に居住する主世帯を対象とする。

(注) 専用住宅とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいう。定義は総務省「住宅・土地統計調査」に基づく。

#### (3) 数

15,000 （母集団数：48,281,000※）

※専用住宅に居住する主世帯数（平成 20 年「住宅・土地統計調査」）

#### (4) 選定の方法

本調査では、「住民基本台帳からの無作為抽出による報告者」と、「インターネット調査モニターの報告者」を選定する。

##### <住民基本台帳からの無作為抽出による報告者>

調査市区町村を定めた上で、市区町村が管理する住民基本台帳から 8,000 世帯（報告者は原則 20 歳以上）を選定する。

##### <インターネット調査モニターの報告者>

民間事業者が保有するインターネット調査モニター（20 歳以上）から 7,000 世帯を選定する。

#### (5) 層設定

地方 10 区分、都市階級 3 区分の 30 層を設定する。

地方区分については、エネルギー消費の地域特性を踏まえ、また、国勢調査や家計調査等の既存統計調査の区分を参考に 10 区分とする。また、インターネット調査モニターからの選定による調査においては、報告者の都市部への偏りが懸念

されるため、都市階級での層設定を行う。具体的には、都市階級別一般世帯数（平成 22 年国勢調査）による比例配分を行う。

#### <地方（10 区分）>

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東甲信：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、  
山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

#### <都市階級（3 区分）>

① 都道府県庁所在市（東京都は区部）及び政令指定都市

② 人口 5 万人以上の市

③ 人口 5 万人未満の市及び町村

※都市階級における市区町村の別は平成 22 年国勢調査による。

## 4. 調査事項

次に掲げる事項を調査する。

### （1）エネルギー使用量調査票

- ① 月別の CO<sub>2</sub> 排出量を推計するためのエネルギー使用量等（電気、ガス、灯油、自動車用燃料）
- ② 太陽光発電について（月別の発電量、売却量、太陽電池の総容量）
- ③ 属性変化等
- ④ 使用エネルギー等（※平成 26 年 10 月分（初回）調査のみ）

### （2）冬季調査票

- ① 暖房機器について（保有状況、使用状況）
- ② 冬季の給湯について（冬の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる省エネ行動の実施状況）

### （3）世帯調査票

- ① 世帯について（世帯員、平日昼間の在宅者、世帯年収）
- ② 住宅について（建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、二重サッシ・複層ガラスの有無）
- ③ 家電製品等について（テレビ・冷蔵庫・エアコン等の使用状況、家電製品に関する省エネ行動、使用場所毎の照明種類、照明に関する省エネ行動）
- ④ 給湯について（給湯器の種類、夏の入浴状況）

- ⑤ コンロ・調理について（コンロの種類、用意する食事の数、調理に関する省エネ行動）
- ⑥ 車両について（自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動）

## 5. 調査の時期

### （1）エネルギー使用量調査票

平成26年10月から平成27年9月までの毎月（12か月間）

### （2）冬季調査票

平成27年3月末時点

### （3）世帯調査票

平成27年8月末時点

## 6. 調査の方法

### （1）調査員調査

対象： 住民基本台帳からの無作為抽出による報告者

配布： 調査員による訪問で調査票を配布

回収： 調査員による訪問または郵送もしくは専用回答画面（オンライン）で調査票を回収

調査体制： 環境省－民間事業者－報告者

### （2）インターネットモニター調査

対象： インターネット調査モニターの報告者

配布： インターネット経由で調査票を配信

回収： 専用回答画面（オンライン）で調査票を回収

調査体制： 環境省－民間事業者－報告者

## 7. 集計の方法

集められた調査票は、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で集計分析を行う。

## 8. 結果の公表

調査の結果等は、環境省ホームページ、政府統計の総合窓口（e-Stat）等で、平成28年9月までに公表する予定である。

※平成27年度以降の実施については、必要な予算の確保が前提である。

## 9. 業務の実施機関

調査に係る業務のうち、調査の実施、集計については、下記の機関に委託して実施する。

（株）インテージ、（株）インテージリサーチ、（株）住環境計画研究所